

# 杵築市立中学校における部活動の方針



平成30年12月

杵築市教育委員会

---

## 「杵築市立中学校における部活動の方針」策定の趣旨等

---

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動に取り組み、学校教育活動の一環として行われている部活動は、豊かな学校生活を実現させるために大きな役割を果たしている。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する等、生徒の多様な学びの場としての教育的意義は大きい。

一方で、放課後や休日の過ごし方も含めた部活動以外の多様な経験を積む機会や、科学的トレーニングを取り入れた効果的な練習の導入の必要性、さらには「学校における働き方改革」の中で部活動指導時間が課題となっている現状を踏まえ、部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要がある。

杵築市教育委員会（以下「市教育委員会」）は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」（大分県教育委員会）を踏まえ、部活動が生徒の健全な心と身体を培い、適切に運営されるよう「杵築市立中学校における部活動の方針」（以下「本方針」）を以下に定める。

なお、本方針は、主として運動部活動を念頭に置いたものであるが、基本的な考え方は、文化部活動にも適用できるものであることから、文化部活動についても「本方針」に準じた扱いとする。

---

### 1 適切な運営のための体制整備

---

#### （1）部活動の方針の作成

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

各部活動顧問は、学校の活動方針に則り、月又は学期ごとの活動計画（活動日、休業日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒及び保護者への情報提供を行う。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教師の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、円滑に部活動の運営が実施できるよう、適正な数の設置に努める。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒及び教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用・配置する。なお、従来の外部指導者も効果的に活用する。

ウ 校長は、部活動顧問の配置に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、活動計画及び対外活動実施簿の確認等により、各部の活動内容を把握し生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会及び校長は、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。  
・「学校における働き方改革に関する緊急対策」(H29.12.26 文部科学大臣決定)  
・「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(H30.2.9 文科初第1437号)

---

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

---

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動顧問は、各部の指導方針や対外試合（練習試合を含む）計画等について、生徒や保護者が十分理解できるよう情報提供に努めるとともに、種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの導入等により、短時間で効果が得られる指導に努める。

また、専門的知見を有する保健体育担当教師や養護教諭と連携し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 校長及び部活動顧問は、熱中症事故の防止を徹底するために、気象庁の高温注意報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に留意し活動する。特に暑さ指数が31℃以上の場合は、屋外活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応する。

## (2) 運動部活動用指導手引きの活用

運動部顧問は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

---

## 3 適切な休養日等の設定

---

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、県の方針に則り、以下を基準とする。

### 【休養日】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

### 【活動時間】

- 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

### 【その他】

- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する。
- 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、上記の基準を踏まえた各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 校長は、定期試験実施前の一定期間を学校全体の部活動休養日として設定する。

---

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

---

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

市教育委員会及び校長は、生徒数の関係で、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動の取組の推進に努める。

### (2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブとの連携、保護者の協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境整備に努める。

イ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

---

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

---

ア 県中学校体育連盟及び市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や活動顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、大会参加の教育上の意義や、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等の精査に努める。